



通 達

総 190208118

平成 31 年 2 月 8 日

代表取締役社長 花井正史

【採用】

山川 依伯：平成 31 年 2 月 12 日を以って、試用社員として採用する。

太田 雄三：平成 31 年 2 月 14 日を以って、試用社員として採用する。

西 寛之：平成 31 年 3 月 1 日を以って採用し、技術翻訳部に配属とする。

中山 幹：平成 31 年 3 月 1 日を以って採用し、システム営業部に配属とする。

【就業規則の改定】

労働基準監督署の「期間目処」の推奨により、平成 31 年 3 月 1 日を以って、以下の通り、就業規則を改定しますので意見のある方は平成 31 年 2 月 21 日までに、従業員代表の中嶋光一さんまでご通知下さい。

(旧)

第 29 条（休業・休職期間）

休業・休職期間は次の通りとする。

- (1) 休業期間は会社が定めた期間とする。
 - (2) 前条第 1 号の場合：1 ヶ月（業務上の傷病の場合は、労働基準法第 81 条に規定する打ち切補償を行った（行ったとみなされる場合を含む）日から 1 ヶ月）
 - (3) 前条第 2 号の場合：出向している期間
 - (4) 前条第 3 号および第 4 号の場合：その必要な範囲で会社の認める期間
2. 第 1 項各号の期間は、会社が必要と認めた場合にはこれを更新することがある。
3. 休業・休職期間中の賃金の取扱いについては、従業員給与規定の定めるところによる。
- (以下略)

(新)

第29条（休業・休職期間）

休業・休職期間は次の通りとする。

(1) 休業期間は会社が定めた期間とし、下表の期間を目処とする。

項	勤続年数	休業期間の上限
①	試用期間中	1ヶ月以内の期間
②	勤続1年以上、2年未満	1ヶ月
③	勤続2年以上、3年未満	2ヶ月
④	勤続3年以上、4年未満	3ヶ月
⑤	勤続4年以上、5年未満	4ヶ月
⑥	勤続5年以上、6年未満	5ヶ月
⑦	勤続6年以上	6ヶ月

但し、復職後3ヶ月以内に同一の事由により休職をする場合は、前後の休職期間は通算する。

- (2) 前条第1号の場合：1ヶ月（業務上の傷病の場合は、労働基準法第81条に規定する打ち切補償を行った（行ったとみなされる場合を含む）日から1ヶ月）
- (3) 前条第2号の場合：出向している期間
- (4) 前条第3号および第4号の場合：その必要な範囲で会社の認める期間

2. 第1項各号の期間は、会社が必要と認めた場合にはこれを更新することがある。

3. 前条（第28条）(1)の傷病による休職の場合は、休業期間の満了を以って復職出来ない場合は自然退職とする。

4. 休業・休職期間中の賃金の取扱いについては、従業員給与規定の定めるところによる。
(以下略)

【報奨】

長澤 純一：応用情報技術者試験 合格に付、金一封の報奨とします。

園田 真希：OCJ-P Silver SE 8 合格されました。

ご入社前の合格のため報奨の対象ではありませんが、その努力と熱意に敬意を表します。

【慶弔】

田村拓海さんの御祖母様が逝去されました。謹んでご冥福をお祈り致します

【部課長会、定例会、課会・部会】

定例会の開催と同時に、前後に部課長会と課会・部会を開催します。

現場勤務のスケジュールを調整し、全員必ず参加して下さい。

日時：平成 31 年 2 月 15 日（金）

場所：港区商工会館 <https://minato-shoukou.jp/access>

(1) 18:00～18:30 部課長会

(2) 19:00～20:00 定例会

議題：①早期入社新卒社員の自己紹介

②資格報奨、慶弔見舞

(3) 20:00～20:30 部会・課会

【2019年春季入社・内定者関連】（内容に一部変更がありますので再掲載します）

1. 内定者集合研修

(1) 技術研修

SE 職内定者（2019年入社 26名、2020年入社 1名）を、2日程に分けて実施します。

①平成 31 年 3 月 23 日（土） / 12 名

②平成 31 年 3 月 24 日（日） / 14 名

時間：いずれも 9:00～18:00

担当講師：株式会社セル・ブレイン 西田 伸 社長

(2) ビジネスマナー研修

同一日程で、2班に分けて実施します。

日時：平成 31 年 3 月 29 日（金） 9:00～18:00

（A 班）12名 / 担当講師：有限会社 YOI 渋田 陽子 社長

（B 班）8名 / 担当講師：島内行夫 取締役

2. 入社式および新人歓迎会

平成 31 年 3 月 30 日（土）

時間および会場は、決定次第、通達にてお知らせします。

以 上